

第6回山北町自治基本条例策定委員会 会議録

- 日 時 平成24年5月17日(木) 午後2時から4時10分
- 場 所 山北町役場4階 401会議室

副町長あいさつ

- ・ 策定委員会の任期は平成24年3月までと依頼していたが、委嘱期間を延長させてもらうことになった。自治基本条例は町の規範となる条例となるため、意見をいただきたい。

委嘱状の交付

- ・ 策定委員の委嘱期間は3月末までだったが、最終提言まで協力してもらうことになったため、改めて委嘱状を交付することとなった。
- ・ 委嘱状交付は、代表して委員長に交付することとした。
- ・ 委嘱期間は、平成25年3月31日までとし、最後まで協力してもらうこととした。

議 事

(1) 議題

(ア) 会議の公開について(事務局による説明)

- ・ 資料1(前回会議録)、資料2(条例及び逐条解説素案(H24.5))、資料3(提言書)とし、資料1、3については修正後のものを公開対象とすることで了承された。

(イ) 前回会議の確認について(資料1について事務局による説明)

- ・ 修正点等があれば5月21日までに事務局へ報告してもらいたい。

(ウ) 策定委員の委嘱期間について

- ・ 委嘱状交付の際に説明済みのため省略された。

(エ) 山北町自治基本条例素案について(資料2について事務局による説明)

- ・ 前回までの審議を踏まえて素案の修正をしたため、事務局で条文を読み上げた。
- ・ 条文や解説について、意見聴取を行った。

(前文)

委 員： 前文に「守り育んできた」という語句が複数あるが、これらを整理した方がよいのではないか。

事 務 局： 「守り育んできた」はキーワードとなっているため、前文はこのままとしたい。

⇒ 修正なしで了承された。

(第2条)

事務局： 解説4の「尊守」となっていたため「遵守」に修正する。また、解説5の最後だが、語尾が消えているため「考え。」を「考えます。」に修正する。
⇒ 了承された。

(第3条)

委員： 第8号に2カ所ある「町政」は、「まちづくり」とした方がよいのではないか。

事務局： 「まちづくり」と修正したい。
⇒ 了承された。

委員： 解説6中の町民と町との対等な役割分担について、もっと詳しく説明する必要があるのではないか。

事務局： 議会に説明すると、まちづくりを進める中で、町と町民は対等でないという意見もあるように思うので、このような表記とした。
⇒ 了承された。

(第7条)

委員： 見出しは町民の責務だが、第3項では義務を使用している。統一する必要はないか。

事務局： 第3項は納税に義務を意味している。ここで責務とすると上位法に抵触してしまうため、義務としている。
⇒ 変更なしで了承された。

(第8条)

委員： 自治会とまちづくり活動について、解説を加えた方がよいのではないか。

事務局： 山北町において、まちづくりの主体として活動しているのは自治会と考えている。自治会とまちづくりの係わりについて、自治会が行っている様々な活動がまちづくりになると考え、解説1の4行目にある「様々な活動」を「様々なまちづくり活動」とすることで理解できると思う。
⇒ 一部加筆について了承された。

(第17条)

委員： 町民にわかりやすく説明するとあるが、町民の中には子どももいるため、資料にふりがなをふる等をした方がよいと考える。

事務局： 提言書の中に位置付けることも可能と思う。

(第18条)

委員： 解説にある参考として意見聴取の方法の一例を載せてあるが、現在町で実施している意見聴取の方法は表の中の一部だと思う。この表を残した場合、今後はこれらの手法で町民からの意見聴取をするというように誤解されないか。

事務局： 解説の詳細な参考表は、町職員への周知という意味を含めて残したいと考え

る。

⇒ 変更なしで了承された。

委員： 第2項について、「町民参加型の会議を開催して意見を聴取しなければならない。」とあるが、町で実施している方法はあて職がほとんどで、現在は団体の長ばかりが参加している。開成町では住民参加型のワークショップ形式で実施しているが、山北町でも同様にできないか。

事務局： ワークショップを実施すればよいというものではないと思っている。ワークショップ形式でも同じ人ばかり参加することがあり、例えば、団体に属している若い世代に方に出席してもらうというやり方もある。

⇒ 変更なしで了承された。

(全体を通して)

委員： この素案でよいと思う。

事務局： 今後の流れだが、町長への提言の後は役場内部や議会に諮ることになる。できる限り策定委員の意見を踏まえた案で行きたいと思うが、一字一句同じとはならないこともあるため、その点は理解願いたい。

委員： プロセスが必要なので残すということである。

事務局： 議案の上程までに重大な変更点が出た場合は、再度策定委員に集まってもらうこともあるため、その点は承知してもらいたい。

⇒ 了承された。

(オ) 山北町自治基本条例に関する提言書について（資料3について事務局による説明）

- ・ 町長への提言の際は、提言書と素案をセットにして渡す形となる。
- ・ 提言書の提出には、委員長と副委員長の2名で渡してもらいたい

(I はじめに)

委員： 文章の中段にある「各委員は、条例の作成や解釈運用について、ほとんど経験を持ち合わせていませんでしたが、その社会経験と熱意をもって様々な意見を出し合いました。また、・・・」とあるが、この部分はなくてもよいのではないか。

事務局： 社会経験と熱意をもつての部分強調したいと考えたものだが、「ほとんど経験を持ち合わせていませんでしたが、」という部分を削ることでいかがか。

⇒ 了承された。

委員： 「丁寧に議論を重ね」の「丁寧」を「慎重」にと修正した方がよいと思う。

⇒ 了承された。

委員： 上段にある「学識経験を有する者」とは誰を指すのか。

事務局： 策定委員には学識経験を有する者は入っていなかったため削除したい。

⇒ 了承された。

委員： 最下段にある部分は入れる必要があるのか。

事務局： 一般的に、「提言書を提出します。」という部分以降は、その町の諸課題を載せ、諸課題はあるが、この条例を活かしてもらいたいという意味をあり、提

言書の場合、通例ではこのような形が多い。

(II 委員会としての考え方)

事務局： 過去5回の会議のうち、熱心に議論された12項目を整理したもので、素案の中の核と言える部分である。

委員： 4の町民公益活動について、「見直しの際に検討事項とすべきことについては妨げない」とあるが、策定委員会でも認めた内容であり、「見直しの際に検討事項とすることを妨げない」としたらいかがか。

⇒ 了承された。

委員： 2③の町民の主体性とは何か。

事務局： 町民の主体性を考えて解説を作ったという意味である。

委員： 11の条例の見直しについてだが、素案の第24条には5年を目途に見直しをするとある。住民投票について、住民投票条例をいつまでに制定するというように規定することはできないか。

事務局： 議論をしていないため、規定することはできない。

委員： 提言書の考え方は、基の案があった中で委員会として議論した結果、このように変更となった差分を示しているようだが、この書き方で問題ないのか。

事務局： 提言書は委員会から町長に提出するもの。つまり内部向けに提出するもので問題ない。

委員： 参考に伺いたい。策定委員会は資料3中、P24のどれにあたるのか。

事務局： 策定委員会は、委員公募に近い。

委員： 自治基本条例策定だよりの中で、住民会議としての提言書を作成とあるが、この部分は修正した方がよいと思う。

⇒ 修正することを了承された。

委員： 12全体をとおしての中に、「過剰な制約」とあるが、何が過剰なのか。

事務局： 自治基本条例により、誰かに迷惑が被ることを避けたいと考えていた。しかし、この条例には制約をかける部分があるため、過剰とならないように考えた。

(III 開催概要)

事務局： これまでの6回の会議のほか、意見提出もしてもらっているため、これも記載した。

⇒ 異議なく了承された。

その他

- ・ 自治基本条例策定だよりは、校正した上で広報6月号に掲載したい。
- ・ 12月議会への上程の前に、策定委員会には報告をしたいと考えているが、ほぼ原案どおりの内容となった場合は、会議を開催せず通知のみの対応としたい。